

広告事業Q & A

- Q 1. 広告事業とはどういうものですか。
- Q 2. 何のために広告事業を行うのですか。
- Q 3. 広告媒体としてどのようなものがありますか。
- Q 4. 広告料収入はどのように使われますか
- Q 5. 広告主となる事業者などの基準はありますか。
- Q 6. 特定の事業者の広告を掲載することに問題はないのですか。

Q 1. 広告事業とはどういうものですか。

印刷物、ホームページ、公共施設（建物等）など、田原市のあらゆる資産を広告媒体として有効活用し、民間の各種事業者の広告を掲出して、広告料収入を得る事業です。

Q 2. 何のために広告事業を行うのですか。

主に次の2点です。

- ・田原市の保有する資産を有効活用することによる新たな財源の確保
- ・事業者へ広告機会を提供することによる地域経済の活性化

Q 3. 広告媒体としてどのようなものがありますか。

印刷物のほか、ホームページ、庁舎壁面があります。

今後、新たな広告媒体について広告を募集することとなった場合は、その都度、当ホームページで紹介してまいります。

Q 4. 広告料収入はどのように使われますか。

広告が掲載された広告媒体の制作費、維持管理費などに使われます。

広告を掲載する課等の事業の財源として活用されます。

Q 5. 広告主となる事業者などの基準はありますか。

法令に違反するものや公序良俗に反するもの、政治性・宗教性のあるものなどは対象外としています。

具体的には、田原市広告取扱要綱及び田原市広告掲載基準で定めています。

Q 6. 特定の事業者の広告を掲載することに問題はないのか。

広告主の募集につきましては、公平性・透明性を確保するため、募集情報を当ホームページに掲載することとしています。

応募のあった広告につきましては、本市で広告主及び広告の内容を審査の上、掲載しています。